

鳴門市都市計画審議会公開要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳴門市都市計画審議会の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催の周知)

第2条 周知の方法は、鳴門市のホームページへの掲載等により行うものとする。

2 周知の内容は、会議の名称、日時、場所、議題、傍聴手続き、その他必要な事項とする。

(傍聴人の申出等)

第3条 会議の傍聴を希望する者は、会議の当日、会場の受付に申し出なければならない。

2 傍聴の受付は、先着順により行い、申出者が定員を超える場合は、会議の開会前に抽選により決定する。

3 傍聴人とは、前号により決定したものをいう。

(傍聴人の定員等)

第4条 傍聴人の定員は10人以内とする。ただし、報道関係者は傍聴人と区分するものとする。

(会場へ入場できない者)

第5条 次に掲げる者は、会場に入場することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 異様な服装をしている者
- (3) 凶器その他危険物と認められる物品を携帯し又は獣類を連れた者
- (4) 傘、幟、標識、ビラ、看板、鉢巻、その他これらに類するものを携帯した者
- (5) その他審議を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあっては次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議における言論への批判、可否の表明、拍手などをしないこと
- (2) 許可なく写真やビデオの撮影、録音などをしないこと
- (3) 私語などをしないこと
- (4) 携帯電話などを使用しないこと
- (5) みだりに席を離れないこと
- (6) 飲食又は喫煙をしないこと
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱したり議事の妨害となるような行為をしないこと

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

(1) 会長が非公開であることを宣言し、傍聴人の退場を命じたとき

(2) 傍聴人が規定に違反し、会長が退場を命じたとき

2 前項第2号の規定により退場を命ぜられた者は、当日再び会場に入ることはできない。

(会議資料等の閲覧)

第9条 公開した会議の会議資料等は、閲覧に供する。

(その他)

第10条 その他この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年10月27日から施行する。